

4 監 査 第 104 号
令 和 4 年 11 月 28 日

請求人 (略)

愛知県監査委員 前 田 貢

同 川 上 明 彦

同 山 内 和 雄

同 川 嶋 太 郎

同 青 山 省 三

地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について
(通知)

令和4年10月27日付けで提出のありました地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定に基づく住民監査請求(以下「本件住民監査請求」という。)については、別紙の理由により却下します。

別紙 本件住民監査請求を却下する理由

第1 請求の内容

本件住民監査請求については、請求人から令和4年10月27日付けで提出された愛知県職員措置請求書及び事実証明書により、請求の内容は、次のとおりと認めた。

1 請求の対象となる職員又は機関

愛知県知事

2 請求の対象となる財務会計行為

愛知県が一宮市民生児童委員協議会連絡会長を經由して一宮市西成連区民生児童委員協議会に支払った令和2年度の民生委員協議会活動費交付金（以下「交付金」という。）160,820円を返還させること。

3 上記の行為が違法・不当である理由

交付金は、民生委員協議会活動費交付金交付要綱に基づき、各民生委員協議会の定数に従い一宮市民生児童委員協議会連絡会長に支払われている。しかし、本件交付金の研修旅行バス借上料について、県職員は、間違った収支計算書で支払金額を確定させた。

4 請求人が調査した内容

請求人が令和4年10月に調査したところ、次のとおりであったとのことである。

(1) 西成連区の交付金に係る令和2年度収支計算書には、支出として使用料賃借料209,000円、収入として交付金160,820円、収支差額48,180円は市運営費で支払われたと記載されている。

(2) 支出額の根拠は、研修旅行バス借上料209,000円を含んだGOTOトラベル対象総額846,000円、参加者は23人で一人当たり金額36,800円であった。

(3) GOTOトラベルの割引率が35%、一人当たり金額36,800円から12,880円が割り引かれて23,920円。23人の合計金額が550,160円となり、宴会費等24,870円を加えた575,030円の「旅行費明細書／請求書」が旅行会社により作成された。

(4) 令和2年11月12日、西成連区民生児童委員協議会から旅行会社に575,030円が振込された。割引率から計算すれば、575,030円の内訳は、バス借上料135,850円、旅行代金439,180円となるはずであるが、同協議会からバス借上料209,000円と旅行代金366,030円の2枚で領収書を発行するよう要求された旅行会社は、指示どおりの金額の領収書を発行した。

5 請求する措置

交付金を返還させるための必要な措置をとるよう、愛知県知事に勧告することを求める。領収書が不正なものであるので、交付金額の全額を返還させるべきである。

第2 要件審査

本件住民監査請求が地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条の要件に適合しているかについて審査を行ったが、その結果は、次のとおりである。

請求人は、令和3年9月2日付けで、令和元年度及び令和2年度に交付された民生委員協議会活動費交付金に関する住民監査請求（以下「前回請求」という。）を行い、令和3年10月25日付けで棄却されているところ、前回請求の範囲には令和2年度に西成連区民生児童委員協議会に交付された交付金が含まれており、本件住民監査請求の対象全部が前回請求に含まれるものである。

この点、前記第1の4のとおり、本件住民監査請求は、「本来ならバス借上料は割り引かれているはずであって、西成連区民生委員協議会から提出された交付金に係る収支計算書の計上額が過大であり、誤っている」との趣旨であり、請求人は、これは前回請求の際には摘示していなかったのであるから、前回請求とは別個の住民監査請求であると主張しているものと解される。

しかし、住民監査請求を再度行うことの可否は、昭和62年2月20日最高裁判決において「同一住民が先に監査請求の対象とした財務会計上の行為又は怠る事実と同一の行為又は怠る事実を対象とする監査請求を重ねて行うことは許されていないものと解するのが相当である。」と判示しており、同一住民が、先に住民監査請求の対象とした財務会計上の行為又は怠る事実を対象として再度住民監査請求を行うことは、不適法であるとしている。

その理由として当該判決は、「住民監査請求の制度は、普通地方公共団体の財政の腐敗防止を図り、住民全体の利益を確保する見地から、当該普通地方公共団体の長その他の財務会計職員の違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、その監査と予防、是正等の措置とを監査委員に請求する権能を住民に与えたものであつて、監査委員は、監査請求の対象とされた行為又は怠る事実につき違法、不当事由が存するか否かを監査するに当たり、住民が主張する事由以外の点にわたって監査することができないとされているものではなく、住民の主張する違法、不当事由や提出された証拠資料が異なることによつて監査請求が別個のものになるものではないからである。また、住民監査請求の制度は、住民訴訟の前置手続として、まず当該普通地方公共団体の監査委員に住民の請求に係る行為又は怠る事実について監査の機会を与え、

当該行為又は当該怠る事実の違法、不当を当該普通地方公共団体の自治的、内部的処理によつて予防、是正させることを目的とするものであると解せられるところ、法第 242 条の 2 第 1 項は、「普通地方公共団体の住民は、前条第一項の規定による請求をした場合において、……裁判所に対し、同条第一項の請求に係る違法な行為又は怠る事実につき、訴えをもつて次の各号に掲げる請求をすることができる。」と規定し、住民訴訟は監査請求の対象とした違法な行為又は怠る事実についてこれを提起すべきものとされているのであつて、当該行為又は当該怠る事実について監査請求を経た以上、訴訟において監査請求の理由として主張した事由以外の違法事由を主張することは何ら禁止されていないものと解せられる。したがつて、主張する違法事由が異なるごとに監査請求を別個のものとしてこれを繰り返すことを認める必要も実益もないといわざるを得ない。」と明確に判示している。

本件住民監査請求は、令和 2 年度に西成連区民生児童委員協議会に交付された交付金に関するものであり、前回請求と別個のものといふことはできず、まさに上記判示の適用を受けるものと言わざるを得ない。

ちなみに、本件住民監査請求に係る措置請求書に添付された事実証明書は、前回請求において添付されたものと同様の書面であり、また、本件住民監査請求が前回請求と別個のものであることを証する証拠も何ら提出されていない。

以上により、本件住民監査請求は、同一住民による同一の交付金を対象とした請求であり、同一の住民監査請求を重ねて行うものであることから、不適法なものと言わざるを得ない。

第 3 結論

よつて、本件住民監査請求は、法第 242 条の要件を欠いているので、不適法であり、これを却下する。